

# 特殊詐欺電話対策装置

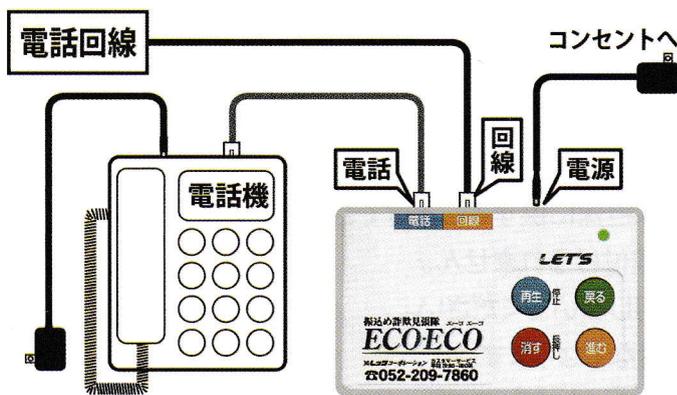
# 無料で貸し出します

前橋市では、高齢者の特殊詐欺被害等の未然防止を図るため、詐欺被害等防止機能のついた機器を無料で貸し出します。

## 装置の機能

- ①電話に着信があると呼び出し音を鳴らさず警告メッセージが流れます。「この電話は、振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください。」
- ②警告メッセージを流した後、電話の呼び出し音が鳴り、応答した時から会話内容が自動録音されます。

### 装置の接続方法



【装置の大きさ】115(W)×69(D)×25(H)mm

### 対象者

前橋市に居住し  
住民登録のある  
方で、申請時点  
で65歳以上の方

### 貸出期間

設置日から1年  
間。返却の申し出  
がない限り1年ご  
とに自動更新

### 貸出費用

**無料**

申込み・受取り方法

申込み

①②のいずれかの方法で  
申し込んでください

① 郵送で申込み

貸与申請書に必要な  
事項を記入し、消費  
生活センターに郵送



貸与申請書  
は市ホーム  
ページから  
ダウンロード  
できます

前橋市消費生活センター  
〒371-8601  
前橋市大手町2-12-1  
市議会庁舎1階

② 電話で申込み

消費生活センター

tel. 027-898-1756

※電話申込みは混雑します。郵送の方法ですと  
スムーズにできます。

※代理人が申し込むことも可能です。

装置の受取り

①～③のいずれかの方法で  
お受け取りください

① 消費生活センター、支所、市民サービスセンターで受取り

「装置引渡しのお知らせ」通知が郵送で到着  
します

「装置引渡しのお知らせ」通知と受取者の  
身分証明書を持って、  
指定場所で受取り

② 郵送(宅配便)で受取り

電話申請の場合は、市  
から届く貸与申請書を  
記入し市に提出して  
ください

市から郵送(宅配便)

③ 市が委託する業者が設置

設置業者から電話が  
あったら、設置日時を  
調整してください

約束の日時に設置業者  
が訪問し設置  
設置完了届にサイン

装置貸与にあたっての注意事項

- ①貸与の対象者であるかの確認のため、市職員が住民基本台帳の閲覧をします。
- ②市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が委託する事業者には申請者の氏名、住所等の個人情報を提供します。
- ③装置の設置・撤去に際して別途工事が必要な場合は自己負担となります。
- ④電話回線や電話機の種類によっては取付できない場合があります。
- ⑤電気料金、電話料金及び修繕・交換費用(保証期間内を除く)は、自己負担となります。
- ⑥装置の目的外使用、譲渡、交換、転貸し又は担保に供することはできません。
- ⑦ダイヤル式の電話機、ビジネスフォンには取付けられません。
- ⑧ホームセキュリティ、非常通報装置は併用しないでください。
- ⑨ボイスワープの無応答転送機能は使用できなくなります。
- ⑩モデム・ルータ等の機能の一部、ドアホン、ナンバーディスプレイは使用できなくなることがあります。
- ⑪録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
- ⑫装置の利用に関し、市からアンケート調査等の協力を依頼することがあります。

装置貸出に関する問合せ・申請先

前橋市消費生活センター tel.027-898-1756  
〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 市議会庁舎1階  
E-mail : shouhi@city.maebashi.gunma.jp

特殊詐欺被害に関する問合せ先

前橋警察署 tel.027-252-0110  
前橋東警察署 tel.027-225-0110